（中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第三条　中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第五条の十八を次のように改める。

（継続企業の前提に関する注記）

第五条の十八　中間貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四　当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正）

第四条　企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意66ｄ(c)中「第77条第３項」を「第77条第５項」に改める。

第四号の三様式第一部第２中３を４とし、２を３とし、同様式第一部第２の１の次に次のように加える。

２【事業等のリスク】(９－２)

第四号の三様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

(９－２)　事業等のリスク

ａ　当四半期連結会計期間(四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間)において、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第２条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第３条第８号に規定するキャッシュ・フロー）。(11)のａにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(11)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(11)中「報告書」を「四半期報告書」に改め、同様式記載上の注意(11)ａａ(a)中「(四半期連結財務諸表規則第２条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第３条第８号に規定するキャッシュ・フロー))」を削り、同様式記載上の注意(11)中ｂをｃとし、ａの次に次のように加える。

ｂ　「２　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

第四号の三様式記載上の注意(20)ａ中「この報告書」を「この四半期報告書」に改める。

第五号様式第一部第２中５を６とし、４を５とし、同様式第一部第２の３の次に次のように加える。

４【事業等のリスク】(11－２)

第五号様式第一部第２に次のように加える。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(13－２)

第五号様式記載上の注意(11)の次に次のように加える。

(11－２)　事業等のリスク

ａ　当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第２条第10号及び中間財務諸表等規則第２条の２第４号に規定するキャッシュ・フローをいう。(13－２)のａにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

ｂ　提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(13－２)のｂにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意(13)の次に次のように加える。

(13－２)　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

ａ　この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｂ　「４　事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

ｃ　将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意(17)中「報告書」を「半期報告書」に改める。

第九号の三様式第一部第３中３を４とし、２を３とし、同様式第一部第３の１の次に次のように加える。

２【事業等のリスク】(12－２)

第九号の三様式記載上の注意(12)の次に次のように加える。

(12－２)　事業等のリスク

第四号の三様式記載上の注意（９－２）に準じて記載すること。

第十号様式第一部第３中５を６とし、４を５とし、同様式第一部第３の３の次に次のように加える。

４【事業等のリスク】(14－２)

第十号様式第一部第３に次のように加える。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】(16－２)

第十号様式記載上の注意(14)の次に次のように加える。

(14－２)　事業等のリスク

第五号様式記載上の注意（11－２）に準じて記載すること。

第十号様式記載上の注意(16)の次に次のように加える。

(16－２)　財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第五号様式記載上の注意（13－２）に準じて記載すること。

第十一号様式記載上の注意(9)ｃ中「参照書類としての有価証券報告書」の次に「及び四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(9)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第十二号様式記載上の注意(8)ｃ中「参照書類としての有価証券報告書」の次に「及び四半期報告書若しくは半期報告書（以下ｃ及びｄにおいて「有価証券報告書等」という。）」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、同記載上の注意(8)ｄ中「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。